

(有)アウトソーシングに対する報酬

依頼者は、(有)アウトソーシングが紹介した求職者を採用した場合には、(有)アウトソーシングが行ったサービスに対する報酬として、依頼者が採用した求職者に対して支払う「決定された理論年収額」の下記%相当額を支払う。(以下この報酬を「紹介手数料」という)

記

1. 紹介手数料内訳

決定された理論年収額の 30%相当額
消費税別途加算

2. 支払日

求職者が依頼人への勤務を開始した日を請求日とし、支払日はその日より 1 ヶ月以内とする。その場合、現金による一括払いとする。

3. 紹介手数料の返戻

依頼者が支払をした後、採用された求職者がその責めに帰すべき事由に基づき退職した場合には、(有)アウトソーシングは受け取った紹介手数料のうち次の金額を依頼者に返戻する。

(1) 1 ヶ月以内の場合 — 当初受領額の半額

以上